

行政における「女性相談」の現状と課題

—A市での1年間の相談支援の現状を通して—

青 柳 育 子*

The Present Situation and the Problems of the “Woman Consultations” in the Administration —From the Consultation Support for 1 year, with the Cities in A—

Ikuko Aoyagi

はじめに

近年、自治体において「女性なんでも相談」とか「女性生き方相談」、「女性のための相談室」などさまざまな名称のもとで女性対象に相談窓口が設けられている。いつの時代でも男女を問わず、人は人生の過程で喜びの他、多くの悩みを持ち、問題解決のために努力したり、人に相談したり、解決が図れない場合はあきらめたり、忘れるように努力したりしながら生きていく。相談する場合は、相手は親であったり、友人であったり、最近では専門職に相談するケースも増加している。悩みが深く病気になり、心療内科を受診するもの、カウンセリングルームを利用する人もいる。

筆者は最近1年間関東中央部に位置する人口20万人強のA市で女性相談事業の相談員として勤務する機会があった。ここでの1年間で受けた118件の相談内容から、現在の女性が抱える問題および「女性相談」の課題を考察してみた。

I. 各地で実施している女性相談

インターネットで「女性相談」を検索すると、自治体で実施する相談案内や、病院で実施する女性健康相談、警察で実施する犯罪が絡む女性相談、また、民間で行っているカウンセリングなどの相談事業、個人で「女性相談」を利用した体験談など多数検索できる。女性相談を開設している所では、相談日時や相談場所、相談の方法など詳しく説明している。自治体や警察での相談は無料で、病院や民間の相談は、有料の場合がほとんどである。自治体で行う女性相談の中で、福島県女性のための相談支援センターと島根県女性相談センターが女性相談事業の概要説明の他、相談内容などのデータを開示していた。

* あおやぎ いくこ 文教大学生生活科学研究所客員研究員

1. 福島県の女性のための相談支援センター

福島県の女性のための相談支援センターでは、次の4つの業務、①夫からの暴力、離婚問題、生活問題、家庭問題など女性のさまざまな悩みの相談に応じる相談業務、②夫からの暴力などの理由により、保護の必要な人の一時保護を行う保護業務、③就業、住宅確保のための情報提供や離婚手続きなどの自立支援等業務、④保護終了した者が希望する場合のアフターケアを行っている。そして、表1のように13年度から16年度までの相談件数を開示している。相談件数は年々増加し、平成13年度の1046件から平成16年度の2611件と4年間で約2.5倍に増加している。うちDVの相談に関しては14年度の140件から平成16年度の615件と3年間で約4.4倍となっている。

表1 福島県女性のための相談支援センターが受け付けた女性相談件数

年度	電話相談		来所相談		その他	合計	
		うちDV		うちDV			うちDV
13年度	981	—	65	16	0	1046	—
14年度	951	108	99	32	0	1050	140 (13.3%)
15年度	1033	134	89	36	0	1122	170 (15.2%)
16年度	2329	478	281	136	1	2611	615 (23.6%)

資料) <http://www.pref.fukushima.jp/joseisoudansenta/index2f.html>

平成16年度の相談内容2611件は、29に分類・集計されていたが、島根県女性相談センターと比較できるように表2のように整理して27の主訴分類とした。相談内容は、大きく本人の問題と家庭の問題、その他に分類され、その3分類がさらに詳しく主訴分類されている。その中で相談件数が一番多いのが家庭問題の「夫等の暴力」615件(23.6%)、二番目が本人の問題で「精神的問題」438件(16.8%)、三番目が家庭の問題の「離婚問題」386件(14.8%)となっている。反対にまったく相談がなかったのが、本人の問題「不純異性交遊」、家庭の問題の「養育不能」、その他分類の「売春強要」と「売春防止法5条違反」であり、1件(0.04%)あった相談は、その他分類の「ヒモ・暴力団関係」であった。

2. 島根県女性相談センター

島根県の女性相談センターは、センターの組織・職員構成、そして、昭和31年5月24日の売春防止法施行後に婦人相談員(女性相談員)3名が配置されたことから、18年4月現在9名の配置までの経過、保護施設の設置、中国地方で始めて婦人相談ダイヤルの開始、「配偶者からの暴力防止および被害者の保護に関する法律」施行後の「配偶者暴力相談支援センター」開設など女性相談事業の経過が述べられ、詳しく情報提供している。業務は、①電話相談や面接相談、専門相談、巡回相談の相談・情報提供業務、②配偶者暴力被害者緊急非難支援事業などの一時保護業務、③要保護女性やDV被害者に対し有効な支援指導を行うための調査・判定、④DV防止セミナーの開催や広報啓発用リーフレットなどの作成である広報啓発業務、⑤女性相談員等への研修の実施である。

相談内容を、表2のように福島県女性のための相談支援センターのものと並べてみた。ただ、福島県のデータは女性のための相談支援センターだけのものに対し、島根県女性相談センターのものは、他の相談室の件数も含めた全県のものである。2067相談件数中で一番多い相談

表2 平成16年度の福島県女性のための相談支援センターと島根県女性相談センターの相談内容

	主 訴	福島県女性のための 相談支援センター		島根県女性相談センター	
		件数	(%)	件数	(%)
本人の問題	生活困難	39	1.5	21	1.0
	借金・サラ金	29	1.1	35	1.7
	求職	11	0.4	8	0.4
	病気	14	0.5	11	0.5
	精神的問題	438	16.8	133	6.4
	妊娠・出産	16	0.6		
	未婚の母			0	0
	不純異性交遊	0	0	0	0
	男女問題	68	2.6	79	3.8
	住居問題	24	0.9	51	2.5
	帰住先なし	20	0.8	16	0.8
	その他	219	8.4	226	10.9
	小計	878	33.6	580	28.0
家庭の問題	夫等の暴力	615	23.6	377	18.2
	酒乱・薬物中毒	9	0.3	15	0.7
	離婚問題	386	14.8	397	19.2
	家庭不和	95	3.6	169	8.2
	夫のその他の問題	130	5.0	169	8.2
	子どもの問題（子どもの暴力など）	115	4.4	181	8.8
	養育不能	0	0	8	0.4
	親の暴力	17	0.7		
	その他の親族の暴力	36	1.4		
	その他	131	5.0	124	6.0
	小計	1534	58.8	1440	69.7
その他	売春強要	0	0	0	0
	ヒモ・暴力団関係	1	0.04	0	0
	その他の者の暴力	45	1.7		
	その他	153	5.9	47	2.3
	売春防止法5条違反	0	0	0	0
	小計	199	7.6	47	2.3
合計		2611	100.0	2067	100.0

資料) <http://www.pref.fukushima.jp/joseisoudansenta/index2f.html>

<http://www.pref.simane.jp/section/joseisen/gaiyo.html>

- ・2ヶ所のセンターの主訴分類を比較しやすいように一部整理し、割合を出した。
- ・表中の空欄は、それぞれのセンターにない主訴部分である。

内容は、家庭の問題の「離婚問題」397件（19.2%）、2番目が同じく家庭の問題の「夫等の暴力」377件（18.2%）、3番目が「その他」を除くと家庭の問題の「子どもの問題」121件（8.8%）であった。反対にまったく相談のなかったものは、本人の問題の「不純異性交遊」と「未婚の母」、その他分類の「売春強要」と「ヒモ・暴力団関係」、「売春防止法5条違反」である。福島県では家庭の問題の「子どもの養育不能」が0件であったが、島根県では8件（0.4%）であった。

相談内容の上位2件と相談のなかった、又は少なかった4件は2つの相談センターで同じものであった。

Ⅱ. A市の実施する女性相談の状況

A市の女性相談は、他市と同様に、毎月配布される市の広報や年に1回全世界帯に配布されるガイドブック、市の関係部署におかれているチラシ、そしてインターネット等で広報されている。また、この他に法律相談や女性法律相談、健康相談、介護に関する相談、育児や教育に関する相談など多数の相談者の性別を問わない相談事業が設けられている。直接市役所に相談に行く相談者もいるが、適当な相談機関を紹介されるようになってきている。女性相談は、毎週同じ曜日に1回と、月に1回土曜日に用意され、月に4～6回午後1時～5時まで実施され、1人50分間、1日に4人まで相談できるようになっている。他市では毎日終日実施しているところがあるが、A市ではこのペースの実施で特に問題は起こっていない。緊急時の相談は市の職員が対応している。相談員は女性問題に詳しい大学教員やカウンセラーなどの非常勤職員があたっている。筆者は、社会福祉士および看護師、認定心理士の資格で相談にあたった。今回報告の女性相談は、平成17年4月から18年3月までの54日間118相談の状況である。

1. 相談者

相談件数は118件であったが、同一相談者が複数回相談にみえたケースもある。ここでは、相談件数で集計した。118件中電話相談は7件（5.9%）、その他の111件（94.1%）は相談室に来所している。相談者の年齢は、24歳から82歳までいて、図1のように、一番多い年代は30歳代で30名（25.4%）、次は50歳代27名（22.9%）、60歳代25名（21.2%）、40歳代20名（17.0%）、20歳代と70歳代が7名（5.9%）、80歳代が2名（1.7%）の順であった。性別は、「女性相談」とい

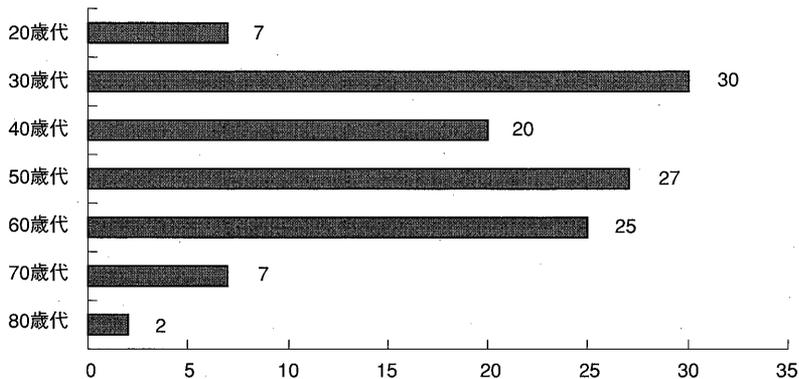


図1 相談者の年代 n=118

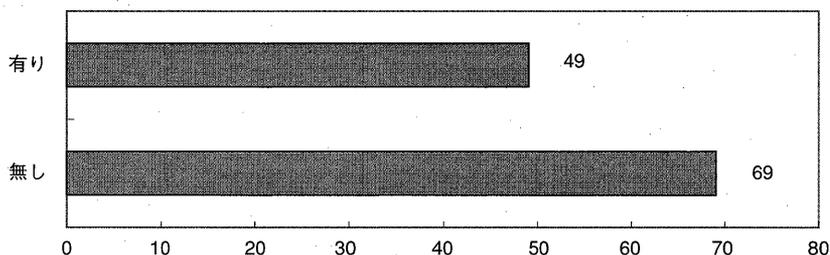


図2 職業の有無 n=118

う名称のためであろうが、全員が女性である。相談者のほとんどが市内在住で、市外から来所の相談者も実家がA市であったり、少し前までA市在住であったなどで、まったくA市に関係のないものはなかった。図2のように有職者は49名（41.5%）、無職者は69名（58.5%）であった。

2. 相談内容の分類

A市では、相談内容を大きく7分類している。内容は表3のように、①「夫婦」、②「対人関係」、③「生活」、④「自分のこと」、⑤「健康」、⑥「仕事」、⑦「DV」の7項目に分類し、「夫婦」を離婚・別居、コミュニケーション、夫の性格と3小項目に分類、同じように「対人関係」を、親、子ども、その他の親族、近所、友人、その他の4小項目に、「生活」は、経済、介護、その他の3小項目に、「自分のこと」は、性格、生き方、愛・性の3小項目に、「健康」は、体、こころの2小項目に、「仕事」は、就職・雇用、セクハラ、職場の対人関係の3小項目に、「DV」は、身体的、精神的、経済的の3小項目、計21小項目に分類している。

表3 A市による相談内容の分類

大項目	小項目
夫婦	離婚・別居
	コミュニケーション
	夫の性格
対人関係	親
	子ども
	その他の親族
	近所、友人、その他
生活	経済
	介護
	その他
自分のこと	性格
	生き方
	愛、性
健康	体
	こころ
仕事	就職、雇用
	セクハラ
	職場の対人関係
DV	身体的
	精神的
	経済的

3. 相談内容の集計

相談者は一人で多くの相談内容を抱えて来所することが多い。内容により相談項目に複数チェックしたため、相談件数は118件であるが、大項目数は191件となった。相談件数の一番多かったのは、図3のように「夫婦」で57件（29.8%）、次が「自分のこと」48件（25.1%）、「対人関係」25件（18.1%）、「DV」20件（10.5%）、「健康」19件（10.0%）、「生活」18件（9.4%）、最後が「仕事」4件（2.1%）の順番になっていた。

小項目でも複数チェックにより合計234件になった。一番多い相談内容は、図4のように「自分の事／生き方」が48件（20.5%）、次が「夫婦／離婚・別居」が41件（17.5%）で、順番に「夫婦／

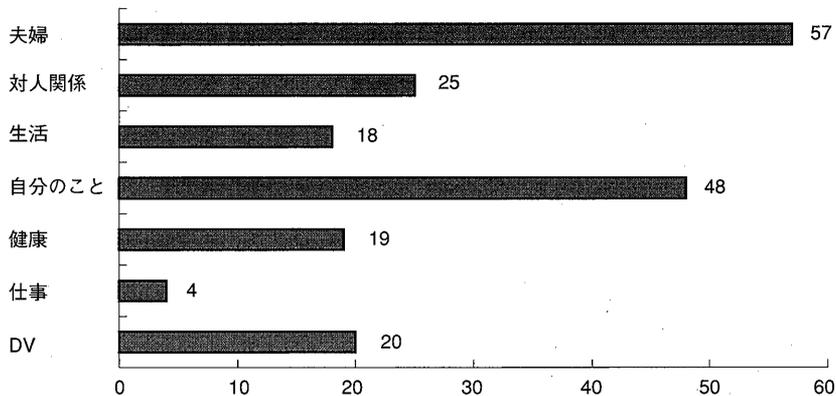


図3 相談内容 (大項目) n=118 (複数チェック)

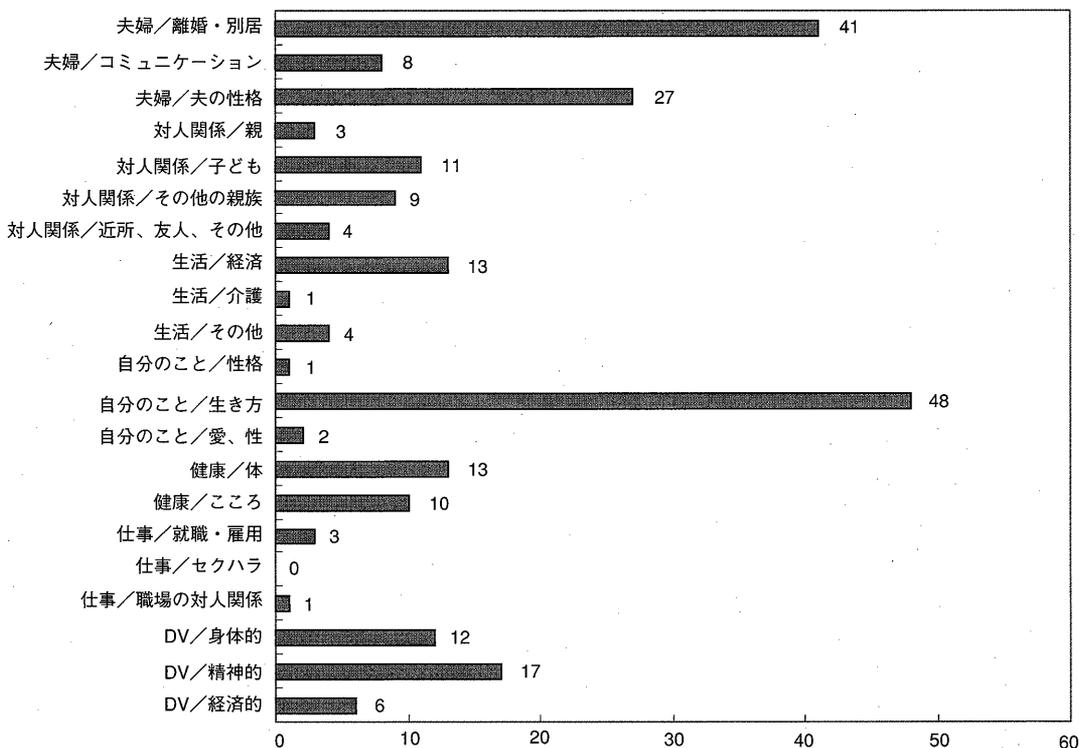


図4 相談内容 (小項目) n=118 (複数チェック)

夫の性格」27件 (11.5%)、「DV/精神的」17件 (7.3%)、「生活/経済」と「健康/体」が13件 (5.6%)、「DV/身体的」12件 (5.1%)、「対人関係/子ども」11件 (4.7%)、「健康/ところ」10件 (4.3%)、「対人関係/その他の親族」9件 (3.8%)、「夫婦/コミュニケーション」8件 (3.4%)、「DV/経済的」6件 (2.6%)、「対人関係/近所、友人、その他」と「生活/その他」が4件 (1.7%)、「対人関係/親」と「仕事/就職、雇用」が3件 (1.3%)、「自分のこと/愛・

性」2件（0.9%）、「生活／介護」と「自分のこと／性格」、「仕事／職場の対人関係」が1件（0.4%）、で「仕事／セクハラ」は0件であった。

DVの3つの小項目を合わせると35件になるが、3小項目に該当する人が3件、2項目に該当する人が9件、1項目が8件で、実際の相談者は図3のように20人である。他の二つの女性相談センターの相談の上位に位置するDV相談が、A市において少ない。考えられるのは、県の相談機関に直接相談に行っているか、隣の市で大きくDV相談を広報している相談所があり、毎日相談を受け付けているので、そちらに行っているのかもしれない。A市においてDVが特別少ないとは考えにくい。DV相談は緊急性を要することが多く、日時が指定されている相談機関よりも、常時受け付けている機関に相談に行く人が多いのは想像できる。

A市の特徴として、「生き方」について相談する人が4割いるということがある。他の2つの相談センターには「生き方」という項目がないため、比較はできないが、次に述べるMさんの事例でみられるように毎月自分の生活を話しにおとずれる人や、2人の80歳を越えた人もこれからの自分の生き方を相談しに来た。また、ただ自分の今まで生きてきた人生を聞いて欲しいという人もいた。家族や友人に話せないことを相談員に話すのかもしれない、話す家族や友人がいないのかもしれない。「女性相談」はカウンセリングの役目を十分に含んでいると考える。

相談内容と相談者の年代に何か関係はあるのか表4のようにクロス表を作成し、Pearsonのカイ2乗検定を行ってみた。検定では、20歳代の相談者では、「自分のこと」と「健康」の2項目に有意な関連性（ $p < 0.05$ ）が認められた。30歳代、40歳代、80歳代では、関連性のある項目はなかった。50歳代では「仕事」に有意な関連性（ $p < 0.05$ ）が認められ、70歳代では、「生活」と「自分のこと」に有意な関連性（ $p < 0.05$ ）が認められた。各年代と相談内容で一番多い「生き方」についてもPearsonのカイ2乗検定を行ってみたところ、20歳代と70歳代で有意な関連性（ $p < 0.05$ ）が認められた。20歳代はこれからの自分の生き方について、70歳代では身体が虚弱になり始め、これからの自分の生き方について悩むのかもしれない。

表4 年代と相談内容件数とのクロス集計

相談内容 \ 年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	合計
夫婦	5	23	11	10	8	0	0	57
対人関係	2	2	3	2	11	4	1	25
生活	0	4	6	2	5	1*	0	18
自分のこと	3*	13	3	16	9	3*	1	48
健康	1*	4	4	1	9	0	0	19
仕事	0	0	3	1*	0	0	0	4
DV	4	4	3	7	1	0	1	20
合計	15	50	33	39	43	8	3	191

* : $p < 0.05$

4. (事例) Mさんの相談について

Mさんは、筆者がA市の相談員として4月に配置されてからすぐに市の職員に「女性相談」があることを紹介されたといって相談室にみえた。初対面の時にMさんはスカーフで頭髪を包ん

でいたが、スカーフの下から見える白髪や顔に深く刻まれたしわなどで70代かと思われた。しかし、実際は50代後半であった。Mさんは始め相談室に来た理由をくどくどと説明していたが、筆者の自己紹介で出身が東北の同じ県とわかると、親近感を持った様子で田舎の話をはじめ、それから少しずつ自分のことを話し始めた。表5は、Mさんの4月の第1回の相談から3月の14回までの相談内容である。この論文をまとめるにあたり、Mさんの承諾を得たことを付け加える。

Mさんは、東北の農村部で生まれ、中学を卒業後に関東にでてきて、ずっと工事現場で働いてきたという。紹介された人と結婚し、2人の子を産み育てるが、夫が他に女性を作って蒸発し、その後離婚したという。その後、2人の子どもは昼と夜の仕事をこなし、がむしゃらに働いて育てたという。子どもをひとり立ちさせた後詳しい事情は不明だが、住むところがなくなり、公園で寝ていた時もあるという。食べる物がなく何日も食べないで暮らした日もあったと話す。そのような時期に相談に出てくる男性を紹介する人がいて、男性のテントで一緒に暮らすようになる。結局、その男性は働かず、Mさんが日雇いをして稼いで食べさせていた。男性は時折暴力をふるい、警察や市役所に相談に行ったこともある。あるとき、市役所の職員に「女性相談」を紹介され、それから月に1回のペースで相談にきていたという方である。周りに相談する友人もおらず、テントで暮らしているためか、民生委員の訪問もなかった。1年間の相談支援の経過で「悪い人たちとは付き合わない方がいいんだ」、「だまされないようにしなきゃ」、「まじめに働いてればいいこともある」など自ら気づき、「ここに来て死なずにすんだ」とつぶやくこともあった。筆者は、一緒に笑ったり、怒ったり、悲しんだり、Mさんの話を聞いて共感りするだけであったが、Mさんは自らの人生を話しながらさまざまなこと気づき、自分の進む道を決定していった。

Ⅲ. 考察と課題

1. 多様な女性の悩みと「女性相談」のあり方

生きていて悩みのない人はいないと考える。人は一人ひとり体質や性格、生活環境が異なるように悩みも一人ひとり異なる。他の人にとってなんでもないことがある人には苦しいほど悩む原因であったりする。近年、各自治体では「女性相談」事業を実施している。それは、売春防止法成立後に要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更正の目的で各地に設置されたのが始まりである。しかし、現在、文中3ヶ所の相談内容を見ても、売春強要や売春防止法5条違反は0件であり、夫等の暴力や離婚相談、また、自分の生き方に悩み相談室に来所する人が多い。個人が自由に生きられる時代となったが、一人一人の関係が希薄になった昨今、「女性相談」の役割は大きいと考える。「女性相談」の人員配置や相談環境づくりなど多様な相談事業の展開が求められる。

2. 相談員による支援の質の確保

相談事を抱え女性相談を訪れる人々に適切な対応を行うのは非常に難しい。筆者が担当した1年間の中でも、保健センターが担当するような健康相談や、福祉課に相談に行くような生活保護申請相談、子どもの教育に関する教育相談等相談内容は多様であった。相談内容によって専門機関を紹介したが、相談者が満足できる支援のためには、カウンセリングの知識・技術はもとよりソーシャルワークの知識・技術を持つことも必要と考える。現在、相談を担当するのは、女性問

表5 Mさんの相談

回	月	相談内容
1	4月	5年前から同棲している63歳の男性（入籍はしていない。Mさんは男性をだんなどと呼んでいたのですが、以下では夫と表現する）は仕事をせず、自分が食べさせている。住まいはテントを張って暮らしている。男性は昔暴力団員でことばがきつく、時々暴力を振るう。離婚した元夫と独立した息子は同市内に暮らしている。友人や息子は男性と早く別れなさいと言うが、できるだけ世話をしてあげたい。どうにもならなくなったら別れようと考えている。このようなことは人にはあまり話せない。聞いてもらいたい。
2	6月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。日々の糧は、知人から頼まれた農作業の手伝いなどをして得ている。仕事先から手間賃の他野菜などをもらっている。仕事先のご主人が夫と別れなさいと話してくれるが、夫は最近暴力を振るわず酒も飲まず、生活が少し落ち着いてきたので別れることは考えてない。市役所（市の職員）に相談して、年をとったときのために国民年金を少しずつ納めている。昔、夫の暴力について警察に相談にいったことがあるので警察の人も自分達のことを知っている。
3	7月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。中学を卒業して知人を頼って上京し働いていたこと、別れた夫との間には息子と娘がそれぞれ1人いるが、子どもに迷惑はかけたくないなど、生い立ちや自分の人生について話す。 身に覚えのない所から借金を支払えというはがきが届き、戸惑っている。相談室から県の消費生活センターに連絡し、アドバイスを受ける。
4	8月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。外は暑いのでここで少し自分の話を聞いてもらい、気持ちをすっきりさせたい。昔勤めていた工場のことや、息子が作った借金を返すために昼も夜も身を粉にして働き返済したことを話す。
5	9月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。夫が仕事をせずにぶらぶら過ごし、自分の収入で食べている。夫が自分の仕事場に顔を出し、お金を前借したことで喧嘩をし、夫から暴力を振るわれる。家を出て一人でやっていこうと決心し、現在は仕事先の地主さんのアパートに身を寄せている。
6	9月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。夫と別れて暮らすようになり落ち着いて生活できている。鏡で自分の顔を見ると穏やかになったように思う。夫や夫の友人に見つからないように気をつけている。身を寄せている人の仕事を手伝っている。
7	10月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。日雇いの仕事で食べているが、仕事がないときは食事ができないときもある。お米やしょうゆや魚など買うのは大変である。食べられない時に、ご飯を食べに来なさいという人がいてありがたい。別れた夫（同居の男性）が知人を介して戻ってほしい、話し合いたいといってくる。
8	11月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。夫との間に入ってとりなす人がいて、10月末に夫の元に帰った。夫は食事を満足にとっておらず、ひげもボーボーで汚かった。もう暴力は振るわないと約束したので大丈夫と考え、かわいそうに思い帰った。髪を切って、ひげを剃ってやった。
9	11月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。夫の世話をして仲良く暮らしている。日雇い仕事もうまくいっている。市から国民年金の免除制度紹介の書類が来たがどうしたらいいのだろうと話す。市の年金課を紹介する。
10	12月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。夫が仕事をしないので食べさせている。新しく仕事を依頼する人ができて助かっている。仕事がない時には、雑草の生えている土地に勝手に入り草取りすると手間賃をくれる人がいる。
11	12月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。節約して生活していたら、夫がもっとお金を使って生活しろと怒鳴り、けんかをする。夫の友人が来るとご馳走しろという。年金を払わないと年をとったときに困るし、お米や味噌や石油も買わないといけぬ。精神的に疲れた。
12	1月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。お正月にお酒を飲んだ夫から暴力を受け包丁を突きつけられ怖くなり、夜も眠れなくなった。周りの人は別れるというが、かわいそうで別れなかったがもう限界と考えた。夫が自分の年金を当てにしているとうわさを聞き、自分が食い物にされると思った。
13	2月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。夫の元を出て、知人のアパートに身を寄せている。いろいろあったがもう戻るつもりはない。昔の仲間に仕事を頼まれ、家事を何日も手伝ったが食事を食べさせたから手間賃を払わないと言われ、馬鹿にされ悔しい思いをした。
14	3月	前回の相談日から今日までの暮らしについて話す。夫の元に置いてきた荷物がもったいない、取りに行きたいが戻ったらだめだと考えあきらめた。最近、チラシの配布という新しい仕事が入り助かっている。他の人はチラシを配布しないで捨てたりしているが、自分はまじめに配布している。頑張って生きていく。

題に詳しい専門家などであり特別な資格は要求されておらず、ほとんどが非常勤職と言われる。相談者と相談員の二人だけの関係では相談が進まなくなる時がある。相談支援の質を確保するには、スーパーバイズの体制や研修機会などを設けることが重要と考える。

3. 相談ニーズの掘り起こし

民生委員は、市町村で分けている各区域に配置されており、民間のボランティアの立場で地域に暮らす人々の社会福祉の増進に努めている。援助を必要としている人を発見し、相談に応じ、行政や社会福祉活動を行うものと連携して生活を支える役を担っている。地域に暮らす民生委員は、その地域に暮らす人々について細かく把握している人材である。しかし、Mさんのようにテントなどで暮らす人々がいる地域もある。たまたまMさんは自ら行政に相談に行く人であったが、情報の届かない人には行政から届ける必要があると考える。民生委員と行政の密接な連携が必要で、問題が複雑化する前に相談ニーズの掘り起こしが重要と考える。

4. 「男性相談」事業の必要性

少し前まで多くの場合女性は男性に比較すると一般的に学歴も低く、労働賃金も低いのが実態であった。また、「家にあつては親に従い、嫁しては夫に従い、老いては子に従え」という女性の立場が低かったことをあらわす諺がある。しかし、自殺者の統計をみると、いつの時代も男性の方が多く、平成17年度の警察庁統計でも自殺者32552人の内男性は23540人（72.3%）で、男性自殺者は女性の2.6倍にあたる。本論をまとめている中で「女性相談」と同様に、「男性相談」事業の必要性を強く感じた。

引用文献

- 1) ここで使用する共感とは、澤田瑞也「カウンセリングと共感」世界思想社（1998）p.8にある「相手の感情に波長を合わせようとする試み、相手の感情を理解し、その理解を相手に伝えること」とした。

参考文献

- ・国立婦人教育会館編「女性学教育／学習ハンドブック」有斐閣、1997
- ・澤田瑞也「カウンセリングと共感」世界思想社、1998
- ・厚生統計協会編「国民の福祉の動向2004」厚生統計協会、2004
- ・高嶋克子「ドメスティック・バイオレンスとソーシャル・サポート」『現代のエスプリ』p.143～152、至文堂、2000
- ・ミネルヴァ書房編集部編「社会福祉小六法2002」ミネルヴァ書房、2002
- ・杉本貴代栄「社会福祉のなかのジェンダー」ミネルヴァ書房、1997
- ・古川繁子編「家庭福祉論」学文社、2006
- ・乙部由子「中高年女性のライフサイクルとパートタイム」ミネルヴァ書房、2006

参考資料

- ・ <http://www.pref.fukushima.jp/joseisoudansenta/index2f.html>
- ・ <http://www.pref.simane.jp/section/joseisen/gaiyo.html>